

借金や生活費の支払いが困難な状況を解決しようとして、トラブルに遭ったという相談が増えています。

【事例】

- インターネットで「毎月50万円もうかる」という副業サイトを見つけ登録したところ「確実に利益を出せる」とサポート契約を勧められた。高額な契約料を請求されたため「支払えない」と伝えたが、スマートフォンの遠隔操作アプリを使い消費者金融サイトで借り入れる方法を指示され、150万円を借りて支払った。その後、副業による収入はほとんどなく借金が残った。
- インターネットで「借金が減らせる」というサイトを見つけ連絡した。司法書士を名乗る相手に直接会わずに債務整理を委任した結果、借金はほとんど減らずに、司法書士への報酬分の負担が増えてしまった。

アドバイス

- インターネットには「簡単にもうかる」「借金が減らせる」などの広告があふれています。自分に都合の良い情報を求めて検索するうちに、閲覧したサイトで不利な内容に気付かないまま契約をしてしまうことがあります。事前に契約内容をよく確認しましょう。
- 副業のサポート契約のトラブルでは、解約と返金を求めることになりますが、支払いのための借り入れは別の契約となり、消費者金融への返済義務は残ります。



- 遠隔操作アプリで第三者と画面を共有して、消費者金融サイトから借り入れた場合、IDやパスワードは流出しています。変更するか、以後の借金ができないように消費者金融業者に連絡してください。
- 借金を整理する場合は、法律の専門家の力を借りることが重要ですが、不適切な対応や不当な報酬の請求を防ぐためにも、弁護士や司法書士には直接会って依頼しましょう。
- 借金の返済に困っている場合は、一人で抱え込まずに相談してください。消費生活センターでは、事業者との契約トラブルのほかに債務整理を支援する相談を受け付けています。

岡旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)